

いじめ防止対策基本方針

令和4年3月 改訂

三春町立沢石小学校

三春町立沢石小学校は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。）いじめの防止等のための基本的な方針（平成 29 年 3 月 14 日最終改定。）にのっとり、いじめがいじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校児童の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめはどの児童にも起こりうるものであることを踏まえて、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、組織的に迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは、人権や生命を脅かす、決してあってはならない行為であることを児童に認識させ、他者を思いやり大切にする気持ちを育てる。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを共通認識し、学校・地域・家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2 法的根拠

- (1) いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）（文部科学省）より

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

- (2) 「いじめの定義」 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）より

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 基本方針 いじめの防止等のための基本的な方針（平成 29 年 3 月 14 日最終改定）より

(1) いじめの防止

- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめの未然防止が重要である。そこで、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりと心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくる。
- ・学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えると同時に、地域、家庭と連携して児童生徒を見守る。

(3) いじめへの対処

・いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行う。

(4) 地域や家庭との連携

・社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者（PTAを含む）と、地域、家庭、沢石小運営協議会との連携を密にする。

(5) 関係機関との連携について

・いじめの問題への対応においては、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関、都道府県私立学校主管部局等を想定）との適切な連携を図る。

4 組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

(1) 名称 「いじめ・不登校対策委員会」

(2) 構成員 校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，担任，教育相談係，養護教諭
(必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを加える)

(3) 組織の役割

① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正

② いじめの相談・通報の窓口

③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，情報発信
(生活アンケートと児童面談をもとに行う)

④ いじめの疑いに関する情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整

5 いじめの防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止のための取組

① 学校教育全体を通して、互いを思いやり，尊重し，生命や人権を大切にする態度を育成し，友情の尊さや信頼の醸成，生きることのすばらしさや喜びなどについて適切に指導する。これらについては，特に道徳教育を通して指導の充実を図る。

○ 「特別の教科 道徳」の指導の充実（生命尊重 思いやり・親切）

○ 縦割り活動の充実（フレンド班）

○ 体験活動の充実（総合的な学習の時間 生活科 外国語活動）

○ 自然体験活動（森林環境教育）

○ 読書活動の充実

② いじめを許さない学級経営を進め，児童一人一人に自己有用感をもたせる指導を行う。

○ わかる授業の展開

○ 学級活動の充実

○ 担任と児童との信頼関係の構築

③ 実践的な研修を行い，いじめ問題についての共通理解や指導力の向上を図る。

④ 保護者との信頼関係を普段から築き上げ，児童の様子について情報を交換する。また，学校の様子を地域全体に発信し，沢石小運営協議会とともに，子どもたちを見守ってもらう体制を整える。

(2) いじめの早期発見のための取組～いじめを隠さず，軽視しない体制づくりに努める～

① 児童の小さな変化も見逃さないよう，教職員同士での日頃の情報交換を密にする。

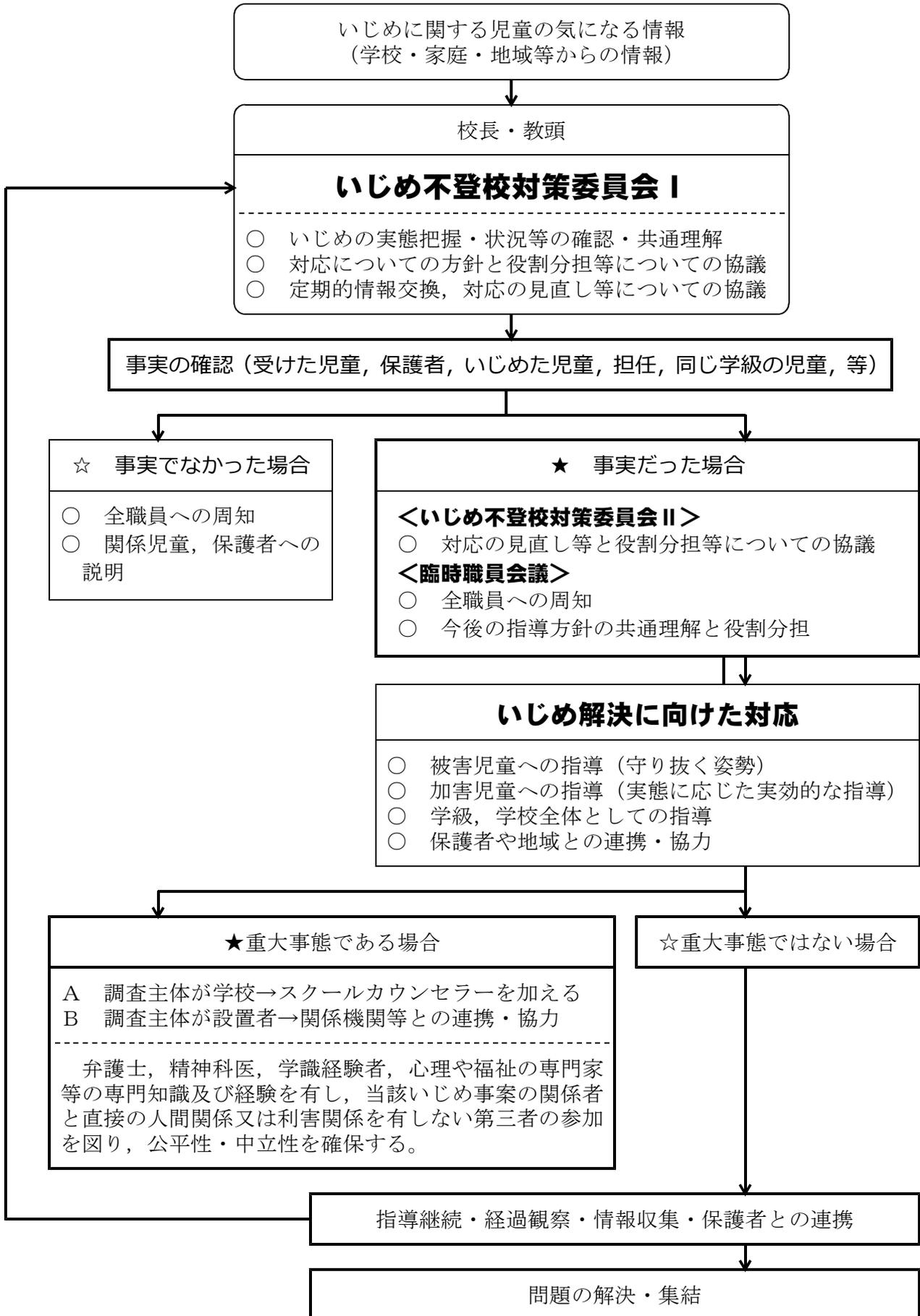
② 年2回の定期的な教育相談や「生活アンケート」を活用し，児童の不安やみを的確に捉えるとともに，実状に応じて個人面談を実施する。

③ いじめを見たり聞いたりした場合には，すぐに担任に報告することが大切であることを指導し，学級に正義感を浸透させていく。

④ 教育相談体制を整えると同時に，その窓口を保護者に周知する。

⑤ 学級経営誌等への記録の累積を行い，その都度活用するようにする。

6 いじめへの対処（組織対応図）



7 いじめへの対処（具体的な内容）

(1) いじめの通報を受けた場合、あるいはその疑いがある場合

- ① いじめ対策委員会を開催する。速やかに当該児童に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を共通理解する。
 - ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
 - ・いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てを可能にする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することも検討する。
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、対応の方針・役割分担を明確にし、職員会議によりいじめに関する情報の周知・役割分担の徹底を図る。
 - ・好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応を行う。
- ③ いじめを受けた児童及び保護者に対する支援を行うとともに、いじめを行った児童に対する指導及び保護者に対する助言を継続的に行い、問題の解決を図る。

また、保護者への支援や関係機関との連携は以下のようなものとする。

- 保護者、地域との連携
 - ・保護者との情報交換を行うとともに、対応についての共通理解及び、連携・協力によりその解決を図る。
 - ・地域住民からの情報提供や、協力要請によって、地域ぐるみでいじめの解決にあたる。
- 関係機関等との連携・協力
 - ・必要に応じて関係機関等へ連携・協力を求め、解決につなげる。

【スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 民生児童委員
町教育委員会 児童相談所 警察など】

- ④ いじめがあった学級・学年に対しても、自分の問題として捉えることができるような指導を行い、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、いじめのあった児童の交友関係に一層の注意を払い、座席やグルーピングなどに配慮し、いじめを継続させない弾力的な対応を行う。

(2) 重大事態発生時の場合

<重大事態とは>

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。

<重大事態の報告>

- 重大事態が発生した場合は、町教育委員会へ迅速に報告する。

<重大事態の調査>

- ① 学校が調査主体の場合はいじめ対策委員会にスクールカウンセラーを加えた組織とする。また、学校の設置者が調査主体の場合は、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保できる組織とする。

- ② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ③ 被害児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。
- ④ 被害児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚するとともに、どのような情報をどのような形式で提供するか事前に明らかにした上で、情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。
- ⑤ 調査結果については、被害児童・保護者への情報提供および説明を適切に行うとともに教育委員会へ速やかに報告する。また加害児童とその保護者に対しても、同様に説明を行う
- ⑥ いじめの事実関係については、個人情報の観点から、不開示となる内容を除き、適切に整理して開示する。

8 年間計画

月	実践事項	担当・該当職員
4	○年間指導計画の確認 ○いじめ防止対策基本方針の保護者周知 ○いじめ・不登校対策委員会①（情報交換） ○登下校の安全指導（最初の週）	全職員 全職員・保護者 該当職員 全職員
5	○連休時の過ごし方の指導（各学年への依頼） ○町生徒指導推進会議 ○自宅確認訪問 ○生徒指導委員会	生徒指導主事 生徒指導主事 全職員 全職員
6	○生活アンケート・生活情報アンケート① ○生徒指導委員会 ○いじめ・不登校対策委員会②（アンケート結果確認） ○町生徒指導推進会議 ○三春中単位部会	教育相談 全職員 該当職員 生徒指導主事 生徒指導主事
7	○夏季休業中の生徒指導の検討 ○生徒指導委員会	生徒指導主事 全職員
8	○夏休みの生活調査	各担任
9	○生徒指導委員会	全職員
10	○生徒指導委員会	全職員
11	○生活アンケート・生活情報アンケート② ○児童との個人面談 ○生徒指導委員会 ○第三回避難訓練 ○いじめ・不登校対策委員会③（アンケート結果確認） ○三春中単位部会	教育相談 各担任 全職員 防災教育 該当職員 該当職員
12	○教育相談（「冬休みの生活」・アンケート結果活用） ○冬季休業中の生徒指導の検討 ○生徒指導委員会	各担任 生徒指導主事 全職員
1	○冬休みの生活調査 ○生徒指導委員会	各担任 全職員
2	○生徒指導委員会	全職員
3	○生徒指導委員会 ○いじめ・不登校対策委員会④（来年度への引き継ぎ事項確認） ○年度末・年度始め休業の生徒指導の検討	全職員 全職員 生徒指導主事

※ 生徒指導委員会（子どもを語る会）は、月1回職員会議に合わせて行う。

※ いじめ・不登校対策委員会は、上記以外にも校長・生徒指導主事判断により随時開催する。

9 評価と改善

- 学校いじめ防止基本方針が沢石小学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。
- (1) 学校評価の時期に合わせ、いじめ・不登校防止の取組についての評価を行う。評価方法は、児童・保護者・教職員によるアンケートとする。
 - (2) 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。
 - (3) 策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。